

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	3-2
許認可等の種類	大麻取扱者名簿の登録抹消			
根拠法令条例等・条項	大麻取締法第10条第1項			
許認可等の概要	大麻取扱者名簿の登録抹消			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大麻取締法第10条第1項、第2項、第3項 大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。 2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人(相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。)又は清算人は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 都道府県知事は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻取扱者名簿の登録をまつ消する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大麻取締法施行規則第4条第1項、第2項 法第10条第1項 に該当する場合には、大麻取扱者は、免許証を添え、事由を書き申請しなければならない。 2 法第10条第2項 に該当する場合には、同項 に規定する者は、免許証を添え1月以内に届け出なければならない。 			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			